

# 新JISマーク制度及び国際標準化を巡るトピックス

高木 真人

平成17年10月にスタートした新JISマーク制度について、制度改正のポイント、認証取得のための登録認証機関選択の留意点、認証の手順、国が行う新JISマーク制度の信頼性確保、3年間の経過措置などにつき、その概要を述べる。また、視点を国際に向け、企業活動にとりその重要度が益々増加している国際標準化の最近のトピックスのうち、パテントポリシーの統一、セキュリティ/BCP（事業継続計画）、SR（社会的責任）の動向を紹介する。

キーワード：新JISマーク制度、登録認証機関、指定認定機関、国際標準化、パテントポリシー、BCP（事業継続計画）、SR（社会的責任）

## 1. はじめに

工業標準化の意義は、自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化してしまう「もの」や「事柄」について、経済・社会活動の利便性の確保、生産の効率化、公正性の確保、技術進歩の促進、安全や健康の保持、環境の保全などのそれぞれの観点から、「統一」又は「単純化」することであると言える。

国が策定する工業標準が日本工業規格（JIS）であり、ISO（国際標準化機構）やIEC（国際電気標準会議）などの国際標準化機関が発行するものが国際規格である。WTO（世界貿易機関）/TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）の締結により、国際規格がより強力なビジネスツールに変貌したと考えられる。

国際的に整合した適合性評価制度を目的とし、平成16年6月に工業標準化法が改正され、平成17年10月から新制度がスタートした。本報文では、新JISマーク制度の概要を述べると共に、経済のグローバル化が進み、技術開発のスピードが世界的に加速しているなか、役割が重みを増している国際標準の最近のトピックスのうち、

- ・企業活動に大きな影響を与えると予想されるパテントポリシーの統一
  - ・セキュリティ/BCP（事業継続計画）
  - ・SR（社会的責任）の動向
- を紹介する。

## 2. 新JISマーク制度

### （1）制度改正のポイント

新制度の下では、これまで指定商品（旧制度における主務大臣が指定するJISマークを表示できる商品）でなかったものについても、認証を受ければJISマーク表示が可能となり、様々な商品にJISマークが表示されることが可能となる。その結果、消費者やユーザーにとって商品選択に当たっての情報が増え、利便性の向上が期待される。また、国の規制制度の運用について、一層の透明性の向上、合理化が図られることになる。

#### ①国際的に整合した適合性評価制度

JISマーク制度を国際的な制度に整合したものとするため、国または国の代行機関としての指定認定機関が直接工場認定を行う方式を改め、諸外国では広く用いられている民間の登録認証機関（国が登録した第三者機関）を活用したスキームとした。また、認証機関の登録基準にISO/IECガイド65（JIS Q 0065）を採用し、国際的に整合した適合性評価制度とした。

認証の手順についても、日本独自の基準（品目ごとの個別審査事項）に基づいた工場の品質管理体制などを審査する方式から、国際的な基準に基づいた、該当するJISに基づく製品試験の実施と認証対象の製品を製造する工場の品質管理体制の審査を行うことによって認証する仕組みとした。

#### ②「国による認定」から「民間の第三者機関による認

証」

民間活力の活用，利用者への利便性向上といった観点から，これまで国が直接工場認定を行っていた制度を改め，国により登録された民間の第三者機関から認証を受けることによって，JIS マークを表示することができる制度とした。新制度では，登録基準を満たした民間の認証機関が，認証ニーズを反映しつつ認証業務を行うことから，ユーザーの利便性が向上されるものと期待される。これに伴い，国は，制度の運営主体として，登録認証機関が行う認証業務の水準を一定以上に保つため，認証業務のガイドラインとなる認証指針を定めている（図-1）。

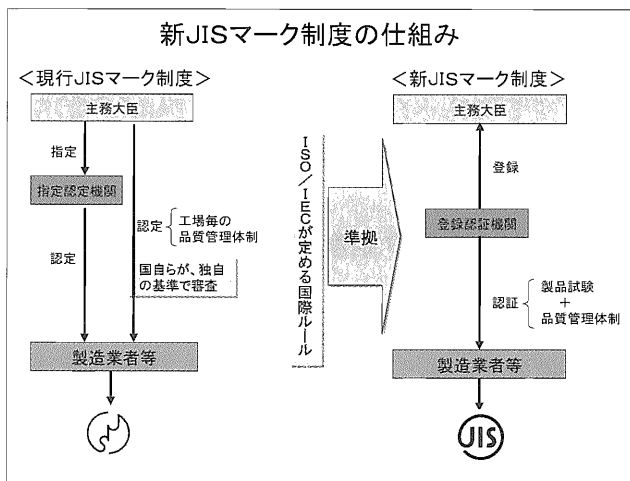


図-1 新JISマーク制度の仕組み

③「指定商品制」の廃止による表示対象製品の拡大

主務大臣がJISマーク制度の対象となる商品等を限定する指定商品制を廃止し，認証可能なJIS製品規格があるすべての製品について，認証を受ければJISマークを表示することが可能となった。認証可能なJIS製品規格については，日本工業標準調査会（JISC）のホームページにそのリストを掲載している（<http://www.jisc.go.jp/>）。また，旧制度では，指定商品に対してJISマーク以外のJIS適合表示が禁止されていたが，これも指定商品制の廃止に伴い，JISマーク以外の手段によるJIS適合表示が可能となった。

④自己適合宣言

旧制度では，指定商品について事業者自らが「JIS××××に適合」といった，いわゆる自己適合宣言を禁止していたが，新制度では，旧指定商品であっても，事業者の判断において，JIS適合表示を自ら行うことができるようになった。JISに対する自己適合宣言を行うためには，試験データによる裏付けが不可欠であり，自社における試験，あるい

は信頼できる試験所への依頼試験により得た，製品の規格適合性を示す根拠を基に自己適合宣言するのが基本である。事業者の適切な自己適合宣言のために，自己適合宣言の方式等についてのガイドラインをJIS（JIS Q 1000）として制定した。

⑤JISマーク表示の事業者の拡大

旧制度では，JISマーク表示の申請を行える者は，製造業者，加工業者，外国製造業者，外国加工業者に限られていたが，新制度では，従来の対象に加え，国内の輸入業者，販売業者，外国の輸出業者についても，認証を取得すればJISマークを表示することが可能となった。

⑥国による制度の信頼性の担保措置

国による登録認証機関に対する監督措置（報告徴収，立入検査等）とともに，登録認証機関から認証を受けた事業者に対しては，登録認証機関によるチェックが行われる。これに加え，国も必要に応じて，事業者に対して報告徴収，立入検査及び表示の除去命令等を行えることになっており，新JISマークへの信頼性を担保している。

⑦JISマークのデザインの変更

JISマーク制度の仕組みが変わることを明確なメッセージとして示すため，約半世紀ぶりにJISマークのデザインを刷新した。また，事業者が認証を受けてマーク表示をする際には，認証を行った認証機関の名称又は略号を明示することとした。さらに，マークによる情報提供機能の充実により消費者等の製品選択に資するものとするため，JISで定められた事項のうち，特定側面（安全，環境，高齢者・障害者配慮等）に適合したことを示すマークを新たに整備した（図-2）。

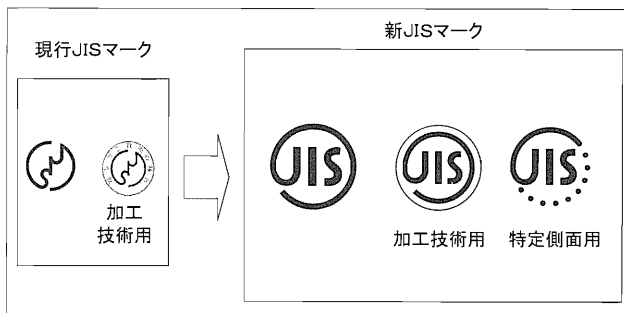


図-2 新JISマーク

(2) 新JISマーク制度での認証取得

次に，事業者が新JISマーク制度で認証取得を希望する場合の手順について述べる。

(a) 登録認証機関の選択

国は、事業者が登録認証機関を選別するための情報を提供するため、登録認証機関に対して必要な種々の情報の開示を義務付けている。平成18年6月現在、11の認証機関が登録されている（最新情報は、<http://www.jisc.go.jp/>）参照。

#### ①登録認証機関の登録の区分及び認証する対象 JIS

登録認証機関は国に登録の申請をするに当たり、どの JIS を対象に認証業務を行うかについてリストを提出し、国は、それを基に認証機関の JIS 認証能力を審査する。登録認証機関は、登録した JIS の認証業務しかできないため、認証する対象 JIS の情報開示を行わなければならない。事業者は、まず、認証を受けたい JIS について、どの認証機関が対応可能なのかを確認し、適切な登録認証機関を選択する必要がある。

#### ②認証の対象区域

登録認証機関によっては、国内あるいは海外など、認証の対象区域が限定されている可能性もあるため、事業者は、自らの事業所の存在する地域をカバーする認証機関を選択する必要がある。

#### ③認証の料金算定基準

登録認証機関の設定する料金の算定基準を開示、透明性を高め、これにより事業者が認証機関を選択する際の情報として役立てる必要がある。

#### ④認証の手順の開示

登録認証機関の行う具体的な認証の方法は、事業者が登録認証機関を選択する際の判断基準であるため、登録認証機関には認証手順に関する情報開示を求めている。例えば、登録認証機関は、自ら行う認証の手順について認証業務の案内書、認証の手引書などの資料を作成し、申請から審査の過程、認証の条件から認証契約といった一連の認証業務の手順について、申請者にわかりやすく解説したものを作成し、それを提供することなどが考えられる。

##### (b) 認証の手順

登録認証機関は、

- ・対象となる JIS
- ・国が定める認証指針
- ・認証指針に基づいて登録認証機関ごとに定める認証の手順

という三つの基準を用いて審査を行う。

旧制度では工場又は事業場ごとに品質管理体制が構築されていることを審査基準及び個別審査事項に基づいて、国または国の代行機関としての指定認定機関が審査を行っていたが、新制度では、工場の品質管理体制の審査に加え、製品自体の JIS 適合性試験の両者

により認証が行われる。製品の規格適合性試験が、登録認証機関の責任で行われる点が旧制度との相違である。

国は登録認証機関が認証の手順を作成する際の必要最小限の基準を、国際ガイドに基づいた認証指針として JIS に規定している。認証指針として、共通基準としての一般認証指針（JIS Q 1001）と、特定の製品分野において特例的な事項を定める分野別認証指針（JIS Q 1011 など）を平成17年制定した。

#### ①工場の品質管理体制の審査

新制度の品質管理体制の審査基準については、旧制度の工場の審査基準と基本的に同等なので、品質管理体制の審査において、新旧制度間での認定審査プロセスにも大きな差異はない。

既存の JIS 認定工場が新しい制度に移行する場合、品質管理体制の審査のうち適当な部分を書面審査とすることができるため、登録認証機関の判断も含め、新制度における品質管理体制の現地審査については部分的に省略できる可能性がある。

#### ②製品試験

新 JIS マーク制度では、旧制度とは異なり、登録認証機関は、自らの責任において製品試験を行う必要がある。製品試験は、登録認証機関が指定する試験所に製品を持込んで、規格適合性試験を実施する。つまり、JIS に記載された試験方法に則って、適正な値が出るかどうかの試験を行う。ただし、試験所に持込むことができない製品は、登録認証機関の審査員の立会いの下で、当該工場の試験設備で製品試験を行うことも許容される。

### (3) 新 JIS マーク制度の信頼性確保

新 JIS マーク制度の信頼性確保のため、関係機関と連携し、以下の措置を講じることとしている（図—3）。

#### ①登録認証機関の審査能力及び実際の審査状況

初回登録審査時のみならず定期的な検査時に、審査立会等により確認を行う。

#### ②登録認証機関相互の連携

機関相互が連携を密にし、新 JIS マーク制度の信頼性、公平性、統一性の確保に努めるとともに、工業標準の普及、発展に貢献することを目的として設置された「JIS 登録認証機関協議会」を通じ、登録認証機関の共通課題への対応、品質管理責任者養成を通じた認証取得者の品質管理能力確保のための取組み等を実施する。

#### ③認証取得事業者

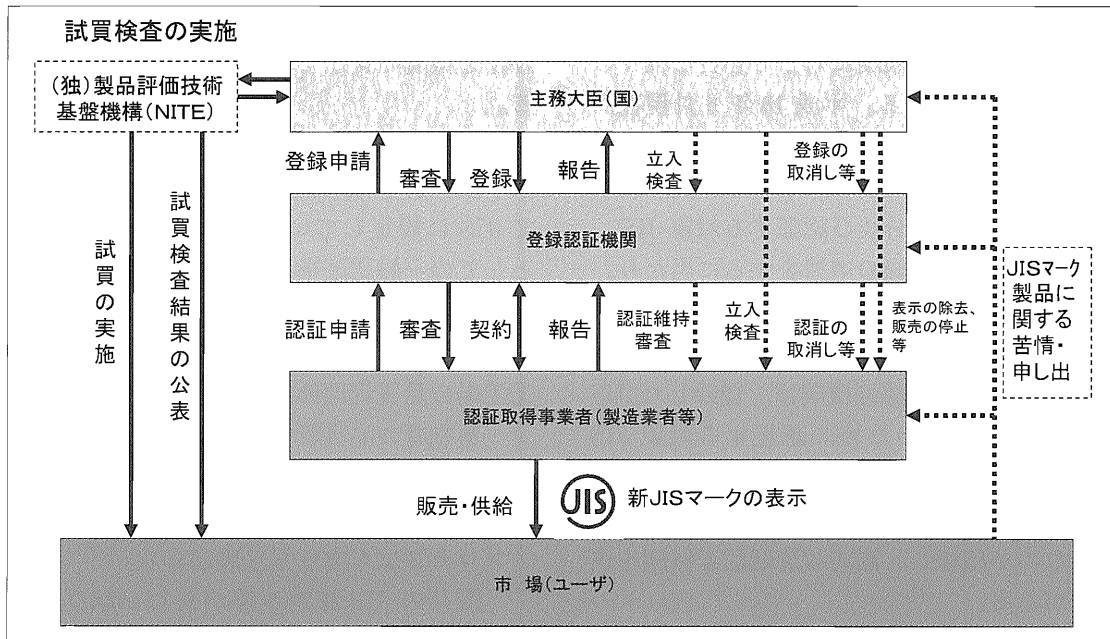


図-3 新JISマーク制度の信頼性確保

通常、登録認証機関により監視されるものであるが、必要に応じて、国が直接立入検査等を実施する。

#### ④新JISマーク制度の信頼性確保

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が試買検査を実施し、その結果を踏まえて、所要の措置を講ずることとしている。

#### （４）経過措置

平成17年10月1日の新制度施行後、3年間は経過措置が設けられており、平成20年9月30日までは、新旧両制度が併存することとなる。旧JISマーク制度での認定を受けている事業者は、新制度施行後も3年間に限り旧JISマークを表示することができる。この間、旧制度における公示検査等、所要の監督制度は維持される。

3年間の経過期間終了後は、旧JISマークを表示することが禁止されることになるので注意が必要である。ただし、平成20年9月末までにマークを表示した在庫品についての販売、出荷は可能である。また、旧JISマークを取得していても、新JISマーク制度へは自動更新されないため、新制度での認証取得を希望する事業者は、適切な時期に、新制度での認証申請を行う必要がある。

### 3. 国際標準化を巡るトピックス

#### （１）幹事国引受け数

我が国の意見を国際標準化機関における議論に適切

に反映させていくため、国際幹事及び議長の引受け数の増加に努め、国際標準化活動への寄与を高めていくことが必要である。本年4月現在の我が国の幹事国引受け数は、ISOでは、TC（専門委員会）とSC（分科委員会）併せて734ある幹事国ポストのうち48で、国別では米国、ドイツ、イギリス、フランスについて5位である。また、IECでは169中13で、国別では5位である。

昨年度に我が国がISOで新たに獲得した幹事国は、  
 ①分析電子顕微法（AEM）（TC 202/SC 3）  
 ②機能・使用者要求ならびに建物の性能（TC 59/SC 3）  
 ③コンクリート施工用機械及び装置（TC 195/SC 1）  
 であり、特にTC 195においては、国内審議団体である社団法人日本建設機械化協会の積極的な活動により、我が国がコンビーナを勤めていたWG（作業グループ）を昇格させる形で新SCの設置が認められ、我が国が幹事国を取得したものである。

#### （２）国際標準化機関におけるパテントポリシーの統一

標準化活動における知的財産（IPR）の取扱い規定であるパテントポリシーについては、国際標準化機関のうちITU-T（国際電気通信連合）が積極的な検討を進め、ガイドライン、特許声明書フォームなどを充実させているが、ISO及びIECについてはITU-Tのような対応がされておらず、国際標準化機関間での相違が拡大していた。このため、JISCが、ISO及び

IEC に対し、IPR 問題を両機関においても重要課題として取扱うべきと提案した結果、ISO、IEC 及び ITU の共同活動の場である WSC (World Standards Cooperation; 世界標準協力) において、共通の Patent ポリシーを目指す方向で検討を進めることが 2004 年 11 月に決定された。

2005 年 8 月には社団法人日本規格協会内に「特許権等を含む標準制定に関する検討委員会」を設置し、我が国の意見の整理等について検討を開始し、Patent ポリシー改訂の方向性についての提案と、JISC が作成した Patent ポリシーガイドラインの原案を、ISO 及び IEC に 12 月に提出した。

こうした JISC の積極的な関係機関への働きかけにより、ISO 及び IEC がこれまでの Patent ポリシーを変更し、ITU-T と共通化させる方向性が承認された。

また、2006 年 2 月の ISO の TMB (技術管理評議会) では、以下のとおり我が国からの提案を積極的に取入れて、中央事務局の果たすべき責任を大きくしたガイドライン案が提案された。

- ・特許声明書のフォームは、3 機関のウェブサイト上に掲示することを明確に記載
  - ・宣言は、「フリー」、「RAND (Reasonable And Non-Discriminatory; 合理的かつ非差別的な条件)」及び「拒否」の三段階であることを明確化
  - ・出来るだけ早い時期に特許声明書を提出することを要求
  - ・ベストエフォートベースでの特許の存在を宣言すべきことを要求
  - ・包括声明 (General Patent Statement and Licensing Declaration) を許容
  - ・中央事務局が特許声明書を集約し、必要な TC に連絡
  - ・TC 等の議長が委員会の中で特許の存在を確認することも可能
  - ・各機関のデータベースに入手したすべての情報を記録
  - ・発行後に特許が発見された場合、中央事務局は特許声明書の提出をその特許所有者に要求
  - ・特許所有者が RAND での特許提供に合意しない場合は、必要な TC に規格の見直しをするよう注意喚起
  - ・規格開発に参加していない者が特許を持っていることが判明した場合、中央事務局がその特許所有者に特許声明書の提出を要求
- 上記のガイドライン案は我が国の主張の大半を取入

れた案となっており、今後も JISC から各機関に対して積極的に働きかけていく。

### (3) セキュリティ/BCP (Business Continuity Plan; 事業継続計画)

2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロを契機として、米国が ISO に対しセキュリティ関連の標準化を提案したことを発端に、2004 年 1 月に ISO に設置された AGS (Advisory Group on Security; セキュリティ高級諮問グループ) は、2005 年 1 月に最終報告書を取りまとめた。同報告書の勧告により AGS はいったん解散し、新たに常設委員会として SAG-S (Strategic Advisory Group on Security; セキュリティ戦略高級諮問委員会) が設置された。

SAG-S の決議により緊急時対応 (Emergency Preparedness) の国際標準化に関する IWA (International Workshop Agreement, 合意文書を暫定標準規格とする手法の国際ワークショップ) が 2006 年 4 月に開催された。我が国からは、

- ①第三者認証を回避する
- ②地域・取引先との協調を盛込む
- ③対象リスクは選択性にする

などの点を主張した。しかしながら、用語定義、規格内容が合意に至らず終了し、TC 223 へ持越しとなった。

SAG-S の決議により、各 TC がセキュリティ関連規格を審議する際の指針となるセキュリティガイドラインを、ISO ガイド 51 (安全)、ガイド 64 (環境) を基に策定する方針が決定された。

セキュリティマネジメント規格については、SAG-S におけるサブグループの設置、認証を含まないガイドライン的な Framework Standard として作成することが決定され、TC 223 へ引継がれることとなった。

TC 223 の第 1 回総会は、2006 年 5 月にストックホルムで開催され、ビジネスプランと「社会安全 (Societal Security)」への TC 名称変更が審議された。用語、セキュリティマネジメント規格、指揮命令規格の WG がそれぞれ設置される見込みである。

BCP 規格は、セキュリティマネジメント規格 WG で策定される予定であり、我が国は、

- ①第三者認証制度導入に反対する
- ②法令に基づいて行う災害救助業務 (消防、自衛隊など) を規格から除外する
- ③対象リスクの自主選択制を導入する
- ④広域災害において地域やサプライチェーンとの連携を行う

との観点を盛り込むよう取組んでいる。

#### (4) SR (Social Responsibility ; 社会的責任)

ISO は、2001 年から CSR (Corporate Social Responsibility ; 企業の社会的責任, ISO では SR と称する) に関する国際規格について議論を行ってきたが、2003 年 6 月にストックホルムで開催された CSR 国際会議の結果を踏まえ、同年 6 月の TMB において、SR に関する国際ガイダンス文書の策定に取組むことを決議した。その後、TMB 直下に WG の設置が決定された。

2005 年 3 月には第 1 回の WG 総会が開催され、各国の代表に加えて、国連、OECD、欧州委員会等からも専門家が参加した。我が国は、産業界、労働界、消費者団体等から参加した。WG 総会では、国際ガイダンス文書の基本構成について、組織の社会的責任に関するパフォーマンス向上に寄与し中小企業や途上国の企業の参考にもなるものとして、どのような文書構成が望ましいか議論されると共に、今後の作業計画について審議された。

2005 年 9 月の第 2 回の WG 総会では、国際規格 ISO 26000 (社会的責任のガイダンス) の骨格となる設計仕様書 (Design Specification) が採択され、国際規格開発のため 3 つの TG (Task Group) が設置

された。今後、2007 年 10 月頃に DIS (国際規格案) に合意し、最終的な国際規格の発行は、2008 年 10 月の予定である。

我が国では、2002 年に CSR 標準委員会を設置して、ISO における SR の審議を行ってきた。2004 年 10 月に CSR 標準委員会を ISO/SR 国内対応委員会に改組し、ISO における国際ガイダンス文書策定の本格化への対応を行っている。

#### 4. おわりに

新 JIS マーク制度の概要を述べると共に、国際標準化を巡る最近のトピックスを紹介した。企業の戦略ツールとしての標準化の重要性は、今後一層高まっていく。新 JIS マーク制度の有効活用とともに、国際標準化においても、我が国がリーダーシップを取り標準化活動を進めることが重要である。

JCM A

#### 【筆者紹介】

高木 真人 (たかぎ まさひと)  
経済産業省  
産業技術環境局  
産業基盤標準化推進室  
課長補佐



## 大口径岩盤削孔工法の積算

——平成 18 年度版——

#### ■内 容

- (1) 適用範囲
- (2) 工法の概要
- (3) 岩盤用アースオーガ掘削工法の標準積算
- (4) ロータリー掘削工法の標準積算
- (5) パーカッション掘削工法の標準積算
- (6) ケーシング回転掘削工法の標準積算
- (7) 建設機械等損料表

#### ■A 4 判 約 250 頁 (カラー写真入り)

#### ■定 価

非会員：5,880 円 (本体 5,600 円)  
会 員：5,000 円 (本体 4,762 円)  
送 料：会員・非会員とも  
沖縄県以外 450 円  
沖縄県 340 円 (県内に限る)

※学校及び官公庁関係者は会員扱い

### 社団法人 日本建設機械化協会

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 (機械振興会館)

Tel. 03(3433)1501 Fax. 03(3432)0289 <http://www.jcmanet.or.jp>